

県南広域振興局長告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和2年3月13日

県南広域振興局長 平野 直

- 1 路線名 清水野村崎野線
- 2 供用開始の区間 北上市村崎野11地割101番2地先から179番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 令和2年3月13日から同年4月13日まで